品川区議会だより

No.200 発行　平成19年（2007年）1月25日　発行所　品川区議会事務局（〒140-8715）東京都品川区広町2丁目1番36号　電話 3777-1111（大代表）　5742-6810（直通）

本会議傍聴　旗台小学校

第4回定例会の議案

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を可決

平成18年第4回定例会は、11月22日から12月7日までの16日間の会期で開催されました。

区長から、「区立学校設置条例（一部改正）」などの議案が、議員より「区議会における政務調査費の交付に関する条例（一部改正）」などの議案がそれぞれ提出されました。

「区議会における政務調査費の交付に関する条例」の改正案は、使途基準を見直し、飲食費への支出を全廃するもので、全会一致で可決されました。

また、「建築物耐震診断助成条例」、「建築物耐震改修工事助成条例」および「子どもの医療費の助成に関する条例（一部改正）」は、賛成少数で否決、その他は次のとおり可決されました。以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例（一部改正）

▼区立学校設置条例

原小学校の位置を変更する。

〔現　行〕西大井二丁目5番21号

〔改正後〕大井五丁目1番37号

施行期日　平成19年4月1日

▼職員の給与に関する条例

特別区人事委員会勧告に基づき、職員の給与に関し、所要の改正を行う。

(1)　職員の給料月額を平均で1千788円引き下げるために、給料表を改定するとともに、配偶者に係る扶養手当の額を「1万4千700円」から「1万3千700円」に、3人目以降の子等に係る扶養手当の額を「4千500円」から「5千500円」にそれぞれ改める。

(2)　国と制度上の均衡を図るため、平成22年度までに、地域手当の支給割合を12%から18%へと段階的に引き上げるものとし、今回の改正では、13%と定める。

(3)　勤務実績を的確に反映させるため、一般職員の特別給に占める勤勉手当の支給比率を引き上げる。

その他　付則において本年4月から12月までに支給した給与について、民間給与との均衡を図るため、3月期の期末手当を減額し、調整する特例措置等を規定している。

施行期日　平成19年1月1日（3人目以降の子等に係る扶養手当の額に関する規定および勤勉手当に関する規定は、同年4月1日）

▼職員の退職手当に関する条例

国家公務員、民間企業等の状況を勘案し、在職期間中の職員の貢献度をより的確に反映させるため、新たに退職手当の調整額を設け、職務・職責に応じて支給する。

施行期日　平成19年1月1日

▼幼稚園教育職員の給与に関する条例

特別区人事委員会勧告に基づき、幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行う。

※改正の内容については、職員の給与に関する条例に同じ。

その他の議案

▼指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。

施設の名称

区立小山地域密着型多機能ホーム

指定管理者

社会福祉法人新生寿会

指定期間　平成19年3月1日～平成24年2月29日

▼東京都後期高齢者医療広域連合の設立について

後期高齢者医療の事務の一部を東京都の区域内の特別区および市町村が広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、東京都後期高齢者医療

R100 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています。